

2020年5月12日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 加藤勝信 殿

介護の負担増計画の凍結を求める要請書

全国保険医団体連合会、全日本民主医療機関連合会
日本医療労働組合連合会、新医協（新日本医師協会）
認知症の人と家族の会

国政の重責を担ってのご尽力に敬意を表します。

さて、政府は、今通常国会に介護保険法や医療介護総合確保法、社会福祉法等を一括した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」を提出しています。この法案の目的の1つは、社会保障審議会介護保険部会が昨年12月27日にまとめた「第8期（2021～2023年度）介護保険事業計画」の「見直しに関する意見」を具体化することです。

「見直しに関する意見」には、介護保険に関わる2つの負担増計画が盛り込まれました。1つは、低所得者の食事費負担の引き上げ、もう1つは、利用料の月額負担上限額の引き上げです。これらの負担増計画は法案には含まれていませんが、政省令によって2021年8月1日より実施される予定です。

前者は、特別養護老人ホーム、老健施設、介護療養病床（介護医療院）の介護3施設の食費・居住費補足給付の減額です。現行は年収80～155万円の入所者に月3.7万円の補足給付があり、月額負担は5.9万円（特養・多床室の場合）に抑えられています。これを新たに年収120～155万円の段階を新設し、補足給付の食費部分を月2.2万円削減します。月額負担は、8.2万円となります。さらに、資産要件も厳しくします。これまでは1千万円以下でしたが、年収120～155万円は500万円以下（単身者）となります。ショートステイの食費も、年収80万円以下で1日210円アップの600円、120万円以下で同350円アップの1000円、155万円以下で同650円アップの1300円（特養・多床室の場合）となります。

高齢者は多くが医療費負担も抱えています。わずかな年金収入を施設入所費でほとんど奪い取る改悪で、低所得者いじめと言わざるを得ません。また、ショートステイでの1日の食費1300円は、低所得者には重い負担です。

後者は、高額介護サービス費について年収383万円以上で月4万4千円の上限基準を収入段階に応じて2～3倍に引き上げるものです。

ご承知のように、新型コロナウイルスの感染拡大により、介護現場は大きな困難を抱えています。現在の状況は長期化が予想されており、来年8月からの負担増計画は凍結すべきです。介護保険部会で審議された時とは状況が大きく変わっています。同部会に差し戻し、検討しなおすことを求めます。

また、一括法案は厚生労働省の多くの部局が関わっており、新型コロナウイルス感染対策で多忙を極めている職員の負担軽減のために、今国会での審議は先送りすべきです。

以上